

平成23年度に建設工事で発生した事故事例（交通事故）

事故概要：

被災者が自転車で通学中、舗装道路の保護のため設置していた敷き鉄板の上で滑って転倒し、被災者の自転車などを損傷した。

事故原因：

通行止め看板は設置していたが、事故発生時、バリケードによる物理的な通行止め対策が行われていなかった

改善対策：

バリケードによる物理的な通行止め対策



事故後（看板・バリケード設置状況）

分類：敷鉄板、その他

被害状況：自転車など損傷

平成25年度に建設工事で発生した事故事例（転倒による事故）

事故概要：

資材搬入路（堤防道路）の舗装養生のため設置されていた敷鉄板上（5cm程度積雪あり）で、周辺住民が滑って転倒した。

事故原因：

現場パトロールが実施されておらず降雪への危機管理意識が不足していた

改善対策：

毎朝夕巡視を行い、降雪時はいち早く除雪を行う



分類：敷鉄板、その他

被害状況：鉄板上での転倒による負傷

平成29年度に建設工事で発生した事故事例（転倒による事故）

【事故概要】

側溝設置工において、県道歩道付近の側溝据付後の開口養生を敷鉄板にて塞ぎ、敷鉄板周辺をカラーコーン・コーンバーで立入禁止措置を行って作業を終了した。

翌朝、自転車で登校中の中学生が、敷鉄板と歩道路面との段差で転倒し、左手・左膝に擦り傷を負った。

【事故原因】

- ・歩道段差部の摺り付けがなされておらず、注意喚起看板が設置されていなかった
- ・立入禁止措置の位置が歩道上に張り出しており、第三者が容易に移動可能であった

【改善対策】

- ・段差部は常温合材で摺り付けを施工する
- ・注意喚起看板、夜間照明を設置する
- ・第三者が容易に移動することができない堅固な立入禁止措置とする
- ・通学時間帯等の通行量の多い時間帯には監視員を配置する

作業終了時(前日)の状況



カラーコーン・コーンバーの位置が移動していた



分類：敷鉄板、その他

被害状況：中学生 左手・左膝の擦り傷

平成30年度に建設工事で発生した事故事例（交通事故）

【事故概要】

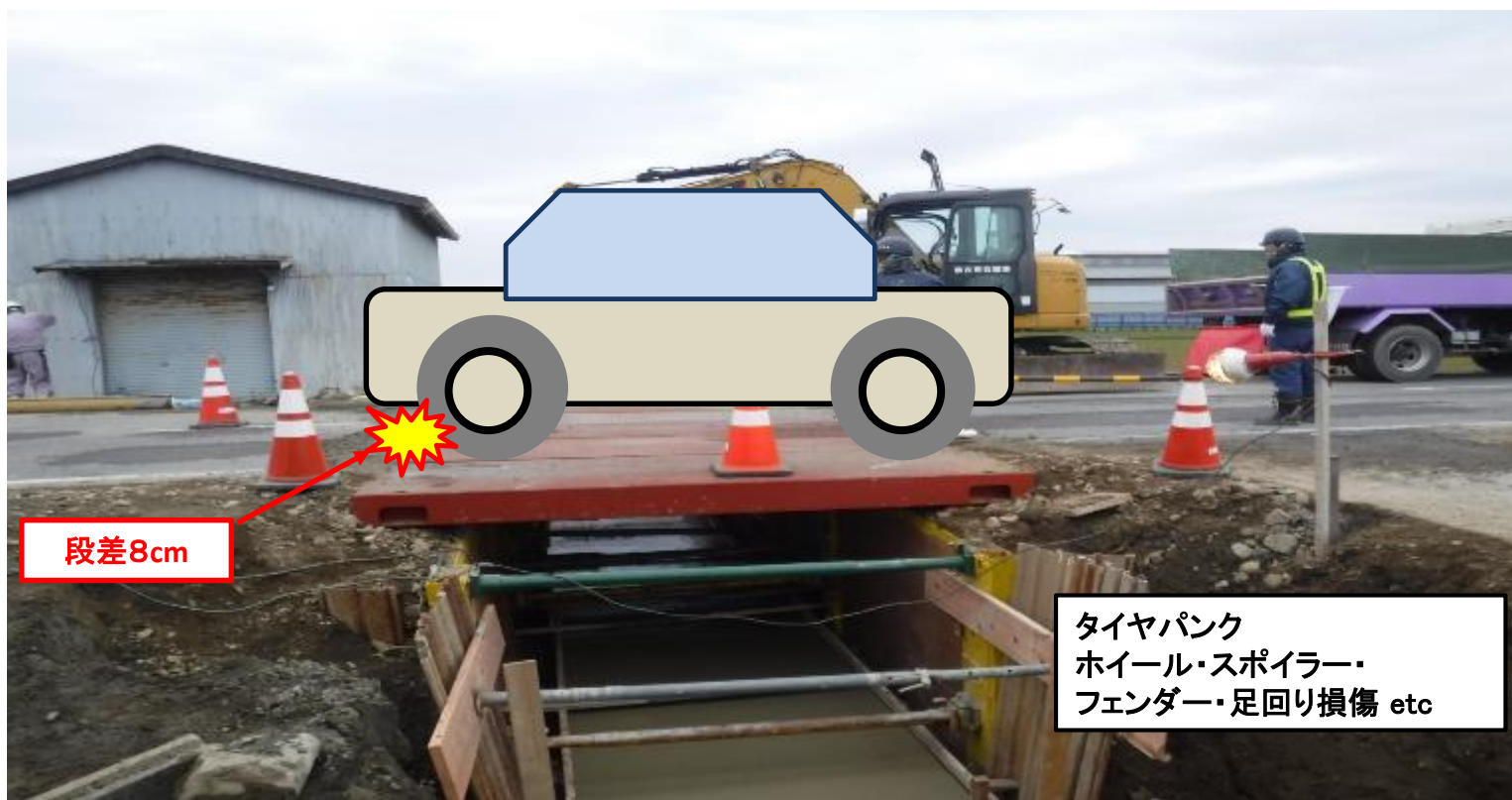
町道横断ボックスカルバート設置のため、掘削、土留設置、埋戻しを行い、覆工板を設置して夜間交通開放していたところ、覆工板が沈下して既設舗装版との段差が8cm生じ、当該箇所を通行した一般車両9台がタイヤ、ホイール、車底等を損傷した。

【事故原因】

- ・埋戻し転圧及び施工後の監視が不十分であったことから、覆工板が沈下し段差が生じた
- ・予告看板や照明施設など必要な安全施設の設置が不十分であった

【改善対策】

- ・埋戻し転圧を十分に行うとともに、施工後の監視を徹底する
- ・予告看板等は適宜間隔を置いて設置し、通行者への注意喚起を徹底する
- ・夜間開放する場合は、仮復旧を確実にし、工事箇所・道路状況が通行者に認識できるよう、回転灯や照明施設など必要な安全施設の充実を図る



【分類】敷鉄板、その他

【被害状況】一般車両9台損傷（タイヤ、ホイール、車底等）